令和６年第３回定例会

# 建設常任委員会記録

令和６年９月17日（火）於　前川新館３階第３会議室
開 会　午前10時00分
散 会　午前10時44分

**○出　席　委　員（６名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ７番 | 竹内博之 | 委員 | 12番 | 齋藤　豪 | 委員 |
| 13番 | 蛯名正樹 | 委員 | 15番 | 石山　敬 | 委員 |
| 26番 | 工藤光志 | 委員 | 28番 | 田中　元 | 委員 |

**○出 席 理 事 者（６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建設部長 | 木村和彦 | 建築指導課長 | 原子　覚 |
| 上下水道部長 | 小野敦弘 | 上下水道部総務課長 | 中村洋幸 |
| 上下水道部総務課長補佐 | 鎌田孝教 | 上下水道部営業課長 | 福士一之 |

**○出席事務局職員（２名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 主幹兼議事係長 | 蝦名良平 | 書記 | 飯田大空 |

†――――――――――――◁ ▷――――――――――――†

【午前10時00分　開会】

**○委員長（齋藤　豪委員）**　これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は６名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案２件であります。

---

**議案第81号　　弘前市手数料条例の一部を改正する条例案**

---

**○委員長（齋藤　豪委員）**　初めに、議案第81号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

**○建設部長（木村和彦）**　議案第81号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案第81号は、建築基準法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、資料２の弘前市手数料条例の改正概要を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

まず、条例改正の概要について御説明いたします。

本年６月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第14次地方分権一括法により建築基準法が改正され、国、都道

府県または建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等について、指定確認検査機関においても審査・検査等を可能とする規定が追加されました。

計画通知とは、民間でいうと建築確認に当たるものです。国、都道府県または建築主事を置く市町村が、その建築計画を建築主事に提出する手続のことであります。計画通知に係る業務は、これまで県内では当市のほか、青森県、青森市、八戸市が審査・検査等を行っておりましたが、今回の改正により、指定確認検査機関においても審査・検査等ができるようになるものです。

この建築基準法の改正に伴い、関係条項の繰下げ等が行われることから、弘前市手数料条例において、建築基準法の条項を引用している部分を修正するため、所要の改正を行うものです。

次に、弘前市手数料条例の一部改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料１の新旧対照表も御参照してくださるようお願いいたします。

新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分が改正しようとする部分となっております。

建築基準法の一部改正に伴う条項ずれに対応するため、弘前市手数料条例中、別表35の項中第18条第16項を第18条第20項に、同表36の項中、第18条第19項を第18条第28項に、同表37の項及び38の項中、第18条第16項を第18条第20項に、別表39の項中、第18条第24項第１号を第18条第38項第１号に、備考第15号中または第18条第18項を第18条第22項または第18条第26項に改めるものです。

また、附則において、施行期日を公布の日または第14次地方分権一括法附則第１条第３号の政令で定める日のいずれか遅い日としております。

以上が議案第81号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容となります。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

**○委員長（齋藤　豪委員）**　本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

**議案第82号　　弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案**

---

**○委員長（齋藤　豪委員）**　最後に、議案第82号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

**○上下水道部長（小野敦弘）**　議案第82号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、昨今の水道・下水道事業の経営状況等を踏まえ、令和７年５月検針分から水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設の使用料を改定するほか、排水設備工事業者の資格要件に関する規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容や経緯について御説明申し上げますので、資料の１ページ目を御覧くださるようお願いいたします。

今回の見直しは、市長から市上下水道事業経営審議会に諮問を行い、当該審議会で慎重に議論を重ねてきたものであり、急激な料金の引上げによる市民生活への影響を考慮し、本来必要となる引上げ分を３回に分けて、令和７年度、10年度、13年度と段階的に引き上げることとしており、令和７年度では、水道料金については10.9％、下水道使用料については17.9％の引上げを行うものです。

なお、令和10年度、13年度の引上げ幅については、今後の経営状況や社会情勢の変化等を十分見極めた上で改めて審議会に諮問し、答申を受けた後に見直しを検討することとしてございます。

料金引上げの具体例といたしまして、一般家庭に多い口径20ミリで１か月の使用水量が20立方メートルである場合、現行料金では水道料金と下水道使用料の合計で7,067円となっておりますが、見直し後の料金は8,063円となり、996円、約1,000円の引上げとなります。

５番目の適用開始月ですが、答申では令和７年４月検針分から料金改定を行うことが妥当であるとする内容でございましたが、４月は引っ越し清算などの件数が非常に増える時期です。また、積雪により検針できなかったものが、検針が再開されることにより漏水が判明するなど料金や漏水に関する問合せも非常に増える時期であります。そのため、お客様に対し、より丁寧な対応や料金説明を行うため、新料金の適用を１か月遅らせ、５月検針分から適用することとしております。

このほか、資料の２ページ目から３ページ目にかけては、水道料金及び下水道使用料に係る新旧の料金表を記載してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

**○委員長（齋藤　豪委員）**　本案に対し、御質疑ございませんか。

**○15番（石山　敬委員）**　今回の料金の値上げについていろいろ調べましたら、全国にある事業体のうちの96％が値上げを検討、そのうち764事業体が30％の値上げを検討しているということで、今の世の中の流れからいけば、今回の意見もやむを得ないのかなと思いつつも、今回伺うのは、これまでもいろいろな御意見で当市の水道料金は他自治体よりも高いというふうに言われてきたからです。

ここで、これを機に、まずは当市と周辺自治体の水道料金についてお伺いしたいと思います。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　当市と他自治体との水道料金の比較ということでしたけれども、どちらかというと安いほうでございまして、口径13ミリで20立方メートルの１か月当たりの料金で比較いたしますと、当市では3,922円となります。

これより安いのが青森市の2,728円、三沢市の3,080円。これに対して当市より高いのが藤崎町の5,368円、田舎館村の5,032円などとなっております。

**○15番（石山　敬委員）**　分かりました。やっぱり県内でも3,000円余りということで、インフ

レがあることが分かりました。

今回、弘前市では令和７年５月の値上げのほか、令和10年、令和13年と２回上がるということですが、この料金改定年度について、周辺自治体の動きが分かっていましたらお知らせ願います。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　県内の料金の値上げの年度なのですけれども、ちょっと私らのほうでも具体的に、これからどこの自治体がいつということに関して把握できていない部分がございます。

今、報道などでも示されている中で、ＰＩジャパンというところで研究過程の結果としてそういったものがございましたけれども、この中で、実際の当市のスケジュールとはちょっと違うのですけれども、2029年度に赤字経営になるので36％の値上げが必要であると、新しい意見が出されておりました。

同じく周辺自治体に関しても、青森市が2022年度には値上げ率が81％という形で示されておりまして、そして板柳町が2029年度で59％というふうな形で示されておりました。

一方で、平川市と藤崎町が2042年度、田舎館村が2046年度までは赤字経営にはならないものというふうに推定されておりました。

**○15番（石山　敬委員）**　お話をお伺いするために、ＰＩジャパンのデータを見ながらなのですけれども、単純に市民感覚としては、さきの料金もそうなのですけれども、周辺自治体によって今後の値上げ率の幅が大きいのか、蛯名委員がアセットマネジメントの関係から御質疑すると思うのですけれども、今回の計画に沿った形、また横の調整に応じたという御説明もありましたが、なぜこういう差が起きるのか、お伺いします。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　ＰＩジャパンの示した推計方法の詳細については私どものほうでもちょっと分からないところでございまして、ただ一般的なお話をさせていただきますと、現行の料金でどれだけ水を作ったり、あるいは汚水処理をするという結果が働いているか、あと更新のための資金がどれだけ内部に留保されているかによるものと考えられます。

浄水場の運転管理や管路の更新等に係る費用に対して十分な収入があり、またその期間が長ければ資金が多く確保されるということから、値上げしなければならなくなるまでの期間が長くなったり、あるいは一度の値上げ幅が小さくなる傾向にあるというふうに考えられております。

**○１３番（蛯名正樹委員）**　まず私のほうからは、基本的な条例改正案のタイトルから質疑します。

この条例案の改正のタイトルが下水道条例の一部を改正する条例というふうになっています。水道給水条例の一部を改正するという水道事業のタイトルにならなくて、下水道のタイトルを最初に持ってきたというふうな基本的なところをまず１点お伺いしたいと思います。

それと、水道料金及び下水道使用料の見直しについて、総合計画の中では、後期計画の中で、今後、上下水道の経営は非常に厳しくなることが予想されると記載はされています。そして、弘前市水道ビジョンの中では、令和２年７月に策定しているのですけれども、見直しは令和７年度とするという記載があり、水道事業財政シミュレーションの結果に基づいて、令和２年度から11年度までの10年間の財政見通しを示しています。そして、議会への財政見通しの開示ということが適切にやられたのか、私の受け止め方としては、財政シミュレーションとかそういうふうなことがこの条例案改正に当たって、きちんと議会のほうに示されているとは思えないというか、分かりにくいという、審議会での議論とかいろいろなことはあるけれども、この間

いきなり、令和何年ですか、審議会の議論が令和６年３月26日まであって、市長への答申が令和６年５月27日にあって、今回条例案の改正という、値上がりになるようなことになっているわけです。

少し拙速な感じを受けるし、そこには十分説明するというふうな記載もあります。ビジョンの中では、市民や利用者の皆様に説明をきちんとして理解を得た上でというふうなことが記載されていて、条例の改正と同時並行で市民とか利用者に対して、きちんとその辺のアナウンスというか、説明というものがどういうふうになされたのか、まず基本的なところから聞きたい。

**○上下水道部総務課長補佐（鎌田孝教）**　私のほうから下水道条例等という条例名になった理由について御説明いたします。

今回、下水道条例等への、農業集落排水の条例と水道条例、３本の改正になるのですけれども、いずれも関連があるということで、１本の条例にさせていただきました。

その際、三つの条例案をまとめてタイトルをつける場合、最も古い条例のほうからＡＢＣと並べまして条例等となります。下水道条例が最も古い平成18年の条例第172号であったことから、弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案という名前にさせていただきました。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　これまでの議会に対する説明ということでございますけれども、確かに議員の方々に直接の説明というのは、これまで件数が少なかったかと思います。

これまで上下水道事業経営審議会に諮問したときの資料、去年の８月から今年の３月までですけれども、行うたびに資料に関しては提供するようにしておりましたけれども、確かに直接の御説明はこの間の説明会のみということでした。十分でなかったと言われれば、確かにその辺はこちらのほうで反省するところかと思います。

また、市民への説明ということですけれども、これに関しては今年の１月から２月にかけてパブリックコメントを実施しておりまして、その中で何件か意見は頂いておりました。

またそのほかにも、昨年11月と今年の６月ですけれども、市で行っている出前講座の中で、上下水道事業の経営とかそういうふうなテーマがございますので、その中で２回ほど現在の料金の改正について、説明が可能でございます。

**○13番（蛯名正樹委員）**　基本的なところから入りましたけれども、そういう市民に対して十分な説明をするというふうに弘前市水道ビジョンの中で示しているので、やっぱりきちんとその辺は、理解が得られるように今後も進めていただきたいと思います。

それで２回目の質疑に入るわけですけれども、見直しが必要となった要因が人口減少、節水機器の普及による収益の低下、耐震化や老朽化した施設の更新等による費用、そして災害発生時の安定供給などというふうに記載されているわけですけれども、その辺の具体的な中身については、審議会、あるいはそういうふうな中で、どういうふうな議論がされたのかというふうなこと。

それと、先ほど部長のほうの説明で、今回の値上げの改正を１段階として、令和７年度、10年度の値上げについて再検討して、審議会に諮っていくというふうなことですけれども、今回の値上げを踏まえ、１年、２年経過した状況を見て、それは審議会に諮るというふうな理解でいいのか。そこが２点目。

それと、先ほど石山委員からもありましたけれども、それこそ水道アセットというか、施設のアセットマネジメント計画の概要版の中に、収益的収支と純利益グラフがあるのですけれども、人口減少が当初の計画よりも進んでいる、もっと進んでいるというか、人口の減少が進んでいるようになっていて、そこが今回の値上げの人口シミュレーションと整合しているのかど

うか、その辺について教えてください。

それと４点目は、ダウンサイジングして、1500億円がかかるような予定であったのを600億円ぐらいに圧縮して、900億円ぐらいダウンサイジングしたというふうなことなのですけれども、そういうふうにしてダウンサイジングして、あらゆる経営努力というか、水道事業でも下水道事業でもあらゆる努力をして値上げというふうなところに、見直しというところに入っていくと、市民の人たちはそういうふうな期待をしているわけです。

ダウンサイジングして、不要な資産の売却、あるいは活用の仕方とか、今そういうところまでシミュレーションしているのか。というのは、水道部の旧跡地の活用のことも当然あるでしょうし、上下水道部自体で要らなくなった資産を売却するなり、市側のほうに譲渡するなりという、そういうふうなことをやって、いろいろなことの無駄を省いて、そしてやる議論というか、その辺のところは、どういうふうなことが経過として審議会であったのか。

それと最後に、耐震化とか、老朽化施設の更新費用に多額な費用がかかるということですけれども、この間の一般質問で千葉議員が、補助率が４分の１、３分の１と非常に低いと言っていますし、私もそういうふうな認識なのだけれども、そういう補助率の改正を国、あるいは県を通して国に働きかけるとか、そういう動きは今の段階で考えているのか。

要は、幾ら頑張っていっても人口が減ってそういうふうなことになれば、水道事業、下水道事業自体、だんだん基盤が脆弱になってくるわけです。そうなれば、今の能登半島地震でも、そういう災害があったときに国でちゃんとそういう補助率を底上げしていくべきだと私は思うのだけれども、そういう働きかけを県の重点要望辺りにちゃんと載せてやっていくべきだと思うのですけれども、そういうふうなことは今のところないわけではないですか。県の重点要望に上がってもいないし、県のほうに対して、あるいは市長会を通して、東北市長会、全国市長会で手挙げして国に働きかけるとか、そういうふうなことも今はちょっと見られていないので、そういうふうなことをやっていくべきだと思うけれども、国への補助率のかさ上げであるとか、そういう水道事業の安定経営のための基盤づくりであるとか、そういうふうな観点から働きかけをしているのかどうかについてお伺いします。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　まず１点目の、要因、収入の減少と、あとこれからの更新についてなのですけれども、たしかこちらのほうからお示しした数値を見て、委員の方々も人口の減少に伴う収入の減少についてはかなり危機感を持っていらっしゃったというふうな印象を受けております。更新に関しても確かに、今、蛯名委員がおっしゃられたように耐震化、特に地震があったときの災害等についても懸念されているふうな印象を受けておりまして、その点については今後も十分なシミュレーションを行うように意見を頂いたと、私どものほうでは受け止めておりました。

続いて、令和７年度、10年度、13年度、これから３年間の引上げについてなのですけれども、まず、今条例の案として審議いただいているのは確かに７年度の分だけでございます。３年後に向けて、実際どれだけ収入が減っていくのか、あるいは更新に係る費用がどれだけ増えていくのか。特に費用に関しては、物価の上昇と、あとは人件費の高騰、これに関しては私どももちょっとまだ見切れていない部分がございますので、今後その点を見据えながら検討していきたいというふうに考えております。

３点目、アセットマネジメントと人口減少に伴う収入の乖離なのですけれども、この辺はちょっとまだ私どものほうでも正式にシミュレーションしているところではございませんので、ちょっとここも今後、10年度に向けて精度を高めていきたいというふうに考えております。

続いて、４点目ですけれども、確かにダウンサイジングというか、これからかかっていく費用をできるだけ少なくなるようにアセットマネジメントでは計画を立ててまいりました。そのときに不要な資産の活用についても課題として挙がっております。例えば今お話に挙がったような茂森の庁舎などについてもなのですが、これははっきり言って、私どものほうで具体的にいつどういうふうに資産を現金に替えられるかということはまだ見えておりません。

ですので、具体的な金額まではアセットマネジメントには入れていないのですけれども、できるだけ我々のほうでも、何らかの形で活用するなり、あるいは一般会計のほうで引き取ってもらえればいいのでしょうけれども、そういうふうな現金化するような方向を今後考えていきたいというふうに思っております。

続いて、補助に対する申入れなのですけれども、我々のほうでも、日本水道協会というところがございまして、そちらのほうから毎年、要望等はないかというふうな照会が来ておりますので、そちらのほうへ上げていくというのは考えておりました。ただ、今おっしゃられたように市長会なり、あるいは県を通しての要望ということも十分考えられるかと思いますので、その辺はどういうふうなやり方がいいのか研究してまいりたいと思います。

**○13番（蛯名正樹委員）**　最後の国への働きかけのところだけ、ちょっと意見を言わせていただきますけれども、今、国においても、いろいろな事業に対して、水道事業、下水道事業に対して、今の地震を契機に状況が変わっているという認識を持っているようですし、ある政党では、そういう補助率を上げる働きかけを党としてもやるというふうな動きもあるやに聞きました。

ですから、この機会にそこをきちんと、自治体レベルでも県を通して上げるなり、市長会として上げるなり、しっかりとそこは間断なくやっていったほうがいいと私は思います。

**○７番（竹内博之委員）**　私からも、今水道ビジョンの話が出たので、ちょっと水道ビジョンを見ていたのですけれども、今、課長の答弁の中でも人件費が上がっているとか、資材が上がっているということで、今後ますます経費的な部分というのはかかることが見込まれるのではないかという話もございました。

この水道ビジョンの概要を見ると、行政人口と給水量の見通しは減少していくと。これは水道事業の経営に関していけばマイナスの要因に働くと。その一方で、老朽管は延長して、割合も増えていくと。これも水道事業会計の経営上で見ると、当然ネガティブに作用するものだということを前提に考えると、重複する部分はあると思うのですけれども、今後３回値上げして、経営改善というか、収支的なものを改善していかなければいけないということが今回の条例改正にかかっている大きな部分だと思うのですけれども、今の前提、水道事業経営に関してネガティブに働く部分が見えていて、さらに人件費であったり資材が上がっているという、そういったものを考えると、そもそも今回の、三度の値上げというのは、あくまで時限的な経営改善にしかならないのではないかと。いわゆる抜本的な経営改善に資するものではないのかなと私は思うのですけれども。

だから何が言いたいかというと、長期的に見たときに、時間が経過していくと経営悪化していく見通しという捉え方でいいのかなと。水道ビジョンはあくまで令和11年までの策定に今なっていますけれども、今お話ししたような前提の話をすると、非常に厳しいという考え方でよろしいか、まずその点を確認します。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　確かに、竹内委員が今おっしゃられたように、見通しはあまりよくないです。特に人口の減少は、これはもうどうしても避けられない部分であるというふうに考えております。老朽管も増えていくのは確かですので、それに係る費用もますますか

かっていくと。延長自体が、これから老朽管が増えていきますので、その時点でも、確かにマイナス要因、ネガティブな要因として増えていくところが予想されます。さらにまた、先ほどもお話がありましたように人件費、あるいは物価の高騰、また直近であればエネルギー費の高騰も影響が大きかったというところがございまして、はっきり言って見通しはよくないというふうに考えております。

**○７番（竹内博之委員）**　これは水道事業だけに限らないと思うのですけれども、究極的に社会インフラを今までどおり維持しようと思うと無理だということを、やっぱり私たちは突きつけられているのだと思います。そういう時代なのだと思うのですよ。

ここで水道の皆さんに言うのもどうかと思われるかもしれないのだけれども、ちょっと真剣にその見通しを突き詰めていくと、やっぱりコンパクトシティとか、そこに住む人たちに社会インフラを維持するためにはという、本当にそこのところが目の前に来ているのではないかなと思うのですが、これは立地適正とか、また別の計画との絡みではあるのですけれども、いわゆるこの水道事業、社会インフラを安定的に、やっぱり市民の負担を急激に上げることもできないでしょうから、総合的に考えたときに、そういった社会インフラを維持するためのコンパクトシティに向けた考え方とか取組みたいなものを水道事業の皆さんとしてどういうふうに考えているのか、最後に聞いて終わります。

**○上下水道部総務課長（中村洋幸）**　今、竹内委員がおっしゃられたようにコンパクトシティ、特に今都市計画課のほうで策定している立地適正化計画というのは、私ども社会インフラと密接に関係するところでございます。

水道のほうは、まだ具体的な形は見えていないのですけれども、下水道に関しては、今未整備の部分に関しては、将来の人口減少なども考え、下水道から合併処理浄化槽、単独での処理のほうに切り換えていこうというふうに私どものほうでは考えております。そのための都市計画の変更を来年度に向けて行うようにしておりまして、ただ、代わりに下水道が入らないということになりますと生活環境へも影響が出てまいりますので、下水道の代わりに合併処理浄化槽をつけるための補助というものを下水道事業で今年度から始めております。

そういう意味では将来を見据えて、できるだけインフラについて、別の代替手段があるのであれば、そちらのほうに切り替えていくべきというふうに私どもも考えております。

**○26番（工藤光志委員）**　見直しが必要となった背景の中に、人口減少と節水機器の普及というのがあるのですけれども、これは見方を180度違う面から見れば、中心市街地における店舗の撤退とか、そういうふうな大きい事業所がいなくなった、それから、これは人口減少の一因であるかも分からないけれども、後継者が市外のほうに、都会に出る、よそに行く、そうすれば老人が独りになる、施設に入る、まずはその前兆を見逃してはいないかと。事業所を撤退するときに水道料金、水道使用量が少なくなってきているはずなのですよ。これは上下水道部だけで考えることではなくて、例えば都市計画課、都市整備部とかいろいろなところの、本庁の中にあるまちづくりに関連するところと、ここちょっとおかしいよと、水道量が随分減ってきたよということの、まずはそういうふうな物の見方をしたことがあるかどうか。

それからもう一つ、先ほど課長の、水道料の高いところ、安いところの答弁をしてもらったのですけれども、その中にまず黒石市と平川市が入っていない、大鰐町も入っていない。弘前市は単独の浄水場もある。それら、藤崎町、それから田舎館村の上水道があっての料金なのか、真っすぐ津軽広域水道企業団から整水、できた水を買っているから高いのか、その内訳が分からないので、その辺のところをお願いします。

**○上下水道部長（小野敦弘）**　今、委員からございました水量低下につきましては、やっぱり個々に使用量を見るということは今まで実施していなくて、それこそ常々御意見のほうを頂いていたので、その辺は、やっぱり本庁の関係部署等も含めて、今後どういう対応ができるのかというところは、ちょっと研究していきたいなというふうには考えてございます。

その次の、平川市とか黒石市も含めて、今現在、津軽広域水道企業団の水で全部賄えているのかどうかというところについては、まだちょっと詳しくはないのですけれども、平川市のほうも津軽広域水道企業団の水以外に、今移行したかどうかはあれですけれども、簡水を持ってあったかと思います。黒石のほうも若干持っているかと思うのですけれども、大部分はほぼ津軽広域水道企業団からの水を皆さんに配っているような状態かと思っておりました。その辺は、ちょっと今後調べてみたいなと思います。

**○26番（工藤光志委員）**　今、弘前市での水道料、下水道料を上げなければならないことの理由は確かに分かりますけれども、事前の察知能力がなければ、いきなりこういうふうなことになっていく。この計画年度が過ぎればまた再検討するというような話ですので、とにかく大口で水道水を使っているところは営業課で分かるはずなのですよ。特に、うちの敷地内で漏水すれば、急にここのお宅で水道の量が増えたなということ。でも、それさえも水道部のほうから連絡がない。漏水が発見されて、膨大な水量を使った請求書が来て初めて漏水が分かるという感じで。だからそういうことも、いろいろな形で調査したり、水道の量で、その辺のことをちゃんと営業課でつかまえておかなければ。

いきなり市民に、こういうふうな赤字になってきたから3,000円のものを３年３回に分けてやるだのと、それは本当に分からない市民が多いので、やっぱり議員の人たちにも十分な説明をして、議員の人たちから市民の方に情報提供してもらうと。上下水道部だけでいろいろな形で動いていくよりも、やっぱり本庁の関係する部局にも相談して、中心市街地の活性化にもつながることですので、そこら辺をこれからも努力をしてもらいたいというふうに思います。

**○委員長（齋藤　豪委員）**　ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（齋藤　豪委員）**　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時44分　散会】